

東海大学医学部付属八王子病院 NST 研修規程

令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規定は、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士等の免許を有する者を東海大学医学部付属八王子病院(以下、「病院」という)において、研修させる場合に必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 病院研修生として受け入れができる者は、以下の職種の免許を有する者とする。

看護師 薬剤師 管理栄養士 臨床検査技師
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士

(申請)

第 3 条 前条に定める者が研修を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、東海大学医学部付属八王子病院長(以下、「病院長」)に申請しなければならない。

- (1)申請書
- (2)実習生・研修生受入れ調書
- (3)誓約書
- (4)守秘義務に関する契約書
- (5)該当する職種の免許状の写し
- (6)健康診断書
- (7)抗体検査結果（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）
- (8)履歴書

2 前項の申請は、原則、研修開始日の 1 ヶ月前までに行うものとする

(許可)

第 4 条 病院長は、前条の申請があったときは、病院の業務に支障がないと認めた場合に限り、研修を許可することができる。

2 病院長は、研修を許可したときは、許可書(様式 4)を交付する。

(研修期間)

第 5 条 研修期間は、別表に定める期間以内とする。但し、研修を許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

(研修料の徴収)

- 第 6 条 研修料は、1 人につき日額 5,000 円 とする（消費税を含む）。
- 2 研修料は、債権を計上した日から 30 日以内に徴収するものとする。
 - 3 既納の研修料は、還付しない。

(研修課程)

- 第 7 条 病院研修生の研修課程は、病院長が別に定める。

(研修の実施)

- 第 8 条 病院長は、病院研修生の研修目的及び研修課程等を考慮して指導者を定め、
その指導に当たらせるものとする。
- 2 病院研修生は、研修課程に従い、病院長及び指導者の指示に基づき、研修を行わなければならない。

(病院研修生の義務)

- 第 9 条 病院研修生は、東海大学の諸規則を遵守しなければならない。

(研修の停止等)

- 第 10 条 病院研修生が第 8 条第 2 項もしくは前条の規定に違反し、又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該病院研修生の研修を停止させ、又は第 4 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

(研修の証明)

- 第 11 条 病院長は、所定の研修事項を修得したと認められる者には、願いでにより研修の結果を証明することができる。

(研修の辞退)

- 第 12 条 病院研修生は、当該研修を中止しようとするときには、病院研修生辞退願い（様式 5）を提出し、病院長の承認を受けなければならない。

(弁償)

- 第 13 条 病院研修生が、本院の器具、施設等を破壊し、又は亡失したときは、弁償させることができる。

(雑則)

- 第 14 条 この規定に定めるもののほか、病院研修生に関し必要な事項は、病院長が別に定める。